

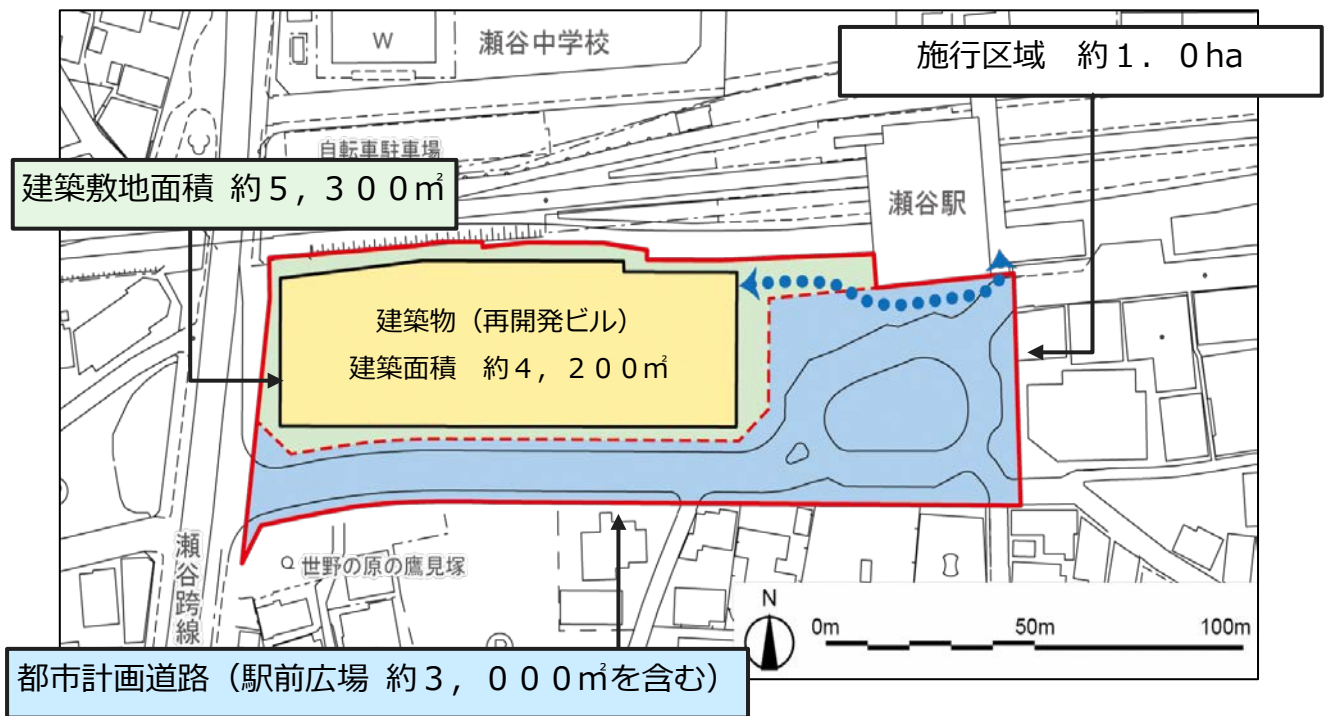
## 瀬谷区における町区域の変更について

### 1 趣旨

現在、瀬谷駅南口では、防災性や生活利便性の向上を図る目的で、瀬谷駅南口第 1 地区第一種市街地再開発事業が行われています。

再開発の実施に伴い、事業主体である瀬谷駅南口第 1 地区市街地再開発組合から町区域の変更の依頼がありましたので、瀬谷区瀬谷五丁目の一部を瀬谷四丁目に変更します。

### 2 再開発実施区域



### 3 変更する町区域

変更後の町区域	現在の町区域	地番	面積
瀬谷区瀬谷四丁目	瀬谷区瀬谷五丁目	2259 番の 13	26 m <sup>2</sup>
同	同	2259 番の 14	18.47 m <sup>2</sup>
計		2 筆	44.47 m <sup>2</sup>

#### 町区域の変更図（現在）



### 4 変更理由

都市再開発法第75条の規定により、1個の施設建築物の敷地は、1筆の土地とすることが原則となっています。

今回の再開発実施区域の大部分は瀬谷四丁目で構成されていますが、一部瀬谷五丁目が含まれており、現状では、町名が異なることから、1筆の土地に合筆することができません。

そのため、再開発実施区域内に存在する瀬谷五丁目の一部を瀬谷四丁目に変更します。

また、都市計画道路部分については、町境をわかりやすくするため、あわせて、都市計画道路部分に存在する瀬谷五丁目の一部を瀬谷四丁目に変更します。

### 5 町区域の変更の施行日

告示で定める日